

# 第 5 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 18 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第5回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月18日(水) 午後1時55分から午後2時39分まで

2 開催場所 秋田市役所正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	11番	鎌 田 悦 雄
12番	佐々木 和 昭	13番	齊 藤 善 彦
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員

10番	柴 田 ますみ	14番	藤 田 修
-----	---------	-----	-------

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 会務報告
- 第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第6 議案第18号 農用地利用集積計画(令和4年度第2号)に関する件
- 第7 議案第19号 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	主席主査	稲 葉 隆
主席主査	山 本 郷 史	主席主査	中 村 至
主 査	岡 部 洋 介	主 査	鈴 木 百 愛
主 査	幸 野 善 寿		

8 書 記

主 査 鈴 木 百 愛

9 議事録署名委員

11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
-----	---------	-----	---------

10 議 事

事務局 (小山田局長)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第5回農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。10番柴田ますみ委員、14番藤田修委員の2名でございます。委員定数19名中、17名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会長ごあいさつの前に、お手数ですが、本日お手元に配付しております書類の確認をお願いいたします。</p>
	<p><b>【配付書類の確認】</b></p>
	<p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第5回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、11番鎌田悦雄委員、12番佐々木和昭委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
1番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
6番相場堅一委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
7番佐々木繁明委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
13番齊藤善彦委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「秋田市農業再生協議会通常総会」および会務報告</p>

議 長	<p>3「一般社団法人秋田県農業会議第73回常設審議委員会」につきましては、私が報告します。</p> <p>【会務報告2および3の報告】</p> <p>次に、会務報告4の「令和4年度秋田中央地区農業委員会会長会通常総会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (中村 主席主査)	<p>【会務報告4の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告5の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告9の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (稲葉 主席主査)	<p>【会務報告5から9までの報告】</p>
議 長	<p>以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第4、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (稲葉 主席主査)	<p>議案書1ページの1件について説明いたします。 番号1。譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。 両者は親戚関係で、譲受人は、従前から申請地について農作業委託を受けていましたが、高齢化に伴い当該地の処分を希望する譲渡人と売買するため、申請に至ったものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 下限面積について、譲受後の経営面積は、10,498平方メートルであることから、要件を満たしています。 地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>

議	長	それではここで、案件1番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一に報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番相場です。今月2日、佐藤公誠推進委員より連絡がありました。譲受人は、譲渡人より高齢ではありますが、健康面においても問題はなく、何ら問題ないと思われまますので是非ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)		それでは、議案書の2ページをご覧ください。 番号1です。譲受人は[ ]。譲渡人は[ ]。施設の概要は農家住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、申請者は、家族構成の変化に伴い、現在居住している実家は手狭であり、集落もほぼ土砂災害警戒区域に指定されていることから、警戒区域外である当該地を選定、転用しようとするものです。 立地基準については、都市計画区域内、市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外となっており、農地区分としては、農振・農用地区域外にある農地であって、市街地から500メートル以内で、その規模が10ヘクタール未満である農地であることから第2種農地と判断されます。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金、自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。 工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年12月17日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地は該当なし、土地改良区等からの意見書は畑のため不要です。 被害防除については、隣接に対する措置はなく、排水計画は、汚水、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は自然流下です。 続きまして、番号2です。譲受人は[ ]外1名、譲渡人は[ ]。施

事務局  
(岡部主査)

設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、申請者は現在アパートに居住しているが、手狭であることから住宅を建築するため本申請をしたもので、夫の勤務先や実家に近く、生活環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするものです。

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、緩和エリアに指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は、第3種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年3月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は畑のため不要です。

被害防除については、隣接に対する措置としてブロック基礎を三段積み上げることとし、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。

続きまして、議案書の番号3です。譲受人は■■■■外1名。譲渡人は■■■■。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、申請者は、家族構成の変化に伴い、現在居住している実家では手狭になり、生活環境を考慮し当該地を選定、転用しようとするものです。

立地基準については、農地位置は都市計画区域内の市街化調整区域ですが、緩和エリアに指定されており、農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は第2種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年9月30日まで。転用行為の妨げとなる権利は該当なし。他法令による許認可の処分は都市計画法第29条許可見込み。一体として利用する農地以外の土地は該当ありません。土地改良区等からの意見書は畑のため不要です。

被害防除については、隣接に対する措置はなく、排水計画は、汚水、生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。

なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地および第3種農地のいずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号3について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。

説明は以上です。

議	長	それではここで、案件1番について現地調査を行った足利俊博推進委員から報告を受けた3番関正美委員から報告をお願いします。
3番関正美委員		3番関です。先般、足利推進委員と現地を確認したところ問題ありませんでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	次に、案件2番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番相場です。今月2日、佐藤公誠推進委員より連絡がありました。現地を確認しており何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	次に、案件3番について現地調査を行った佐々木晃推進委員から報告を受けた4番鈴木昇代理から報告をお願いします。
4番鈴木昇代理		4番鈴木です。本件につきまして私も現地を確認しており何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、案件1番と2番が県農業会議への諮問の必要がない案件で、案件3番が県農業会議への諮問の必要がある案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件1番と2番を許可に、案件3番を許可相当にすることに異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、3件のうち、案件1番と2番を許可に、案件3番を許可相当にすることに決定いたします。 次に、日程第6、議案第18号、農用地利用集積計画に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)		議案について説明します。 はじめに、所有権移転の3件についてです。議案書4ページをご覧ください。 番号1。買い手は■■■■、売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。 このほか、番号2および番号3はいずれも交換です。 続きまして、利用権設定10件について説明いたします。議案書5ページから16ページまでをご覧ください。なお、番号3は取下げとなっております。

事務局 (山本主席主査)	<p>す。</p> <p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計8件のうち議案書14ページ以降の番号8から番号10までの3件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和4年度第2号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>初めに、所有権移転について採決いたします。</p> <p>所有権移転の3件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の3件について、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、利用権設定について採決いたします。</p> <p>利用権設定の10件のうち、取下げになった案件3番を除く1番から10番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、利用権設定の10件のうち、取下げになった案件3番を除く1番から10番の案件について、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第18号、農用地利用集積計画に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第19号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (岡部主査)	<p>それでは、議案書の17ページをご覧ください。</p> <p>これは、農地法第5条許可の事業計画に変更が生じたため、その内容についてご審議いただくものです。</p> <p>番号1の借受人は、■■■■。貸出人は、■■■■外2名。借受人、貸出人の住所、申請地、地目、面積に変更はありません。変更内容は、転用の目的に係る事業の完了日を令和4年5月31日から令和5年5月31日に変更するものです。</p> <p>変更事由は、借受人は、令和2年度に秋田県の基盤整備工事を受注し農地転用許可を受け、本申請地に現場事務所等を設置していたが、令和3年度にも同工事を再度受注したため、事業の完了日の計画変更承認を受け、継続使用している。令和4年度においても同工事を受注したことから、現</p>



事務局 (岡部主査)	在の現場事務所を継続使用することが効率的であり、転用の目的に係る事業の完了日を再度変更しようとするものです。
	<p>転用目的は、現場事務所、資材置場、駐車場で、令和2年6月18日付け秋田市農委指令第29号により許可し、令和3年5月18日付け令3農委第323号で変更承認をしているものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。
一 同	なし。
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件、1件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第19号、農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件を原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時39分終了)</p>